

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

生活福祉資金貸付制度における特例貸付の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の生活費等の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置が設けられました。

○申込受付開始日：3月25日（水）

○申請方法：お住いの区市町村社会福祉協議会へご相談ください。
（武蔵村山市民の方は、武蔵村山市社会福祉協議会にまずはお電話ください。
電話番号 042-566-0061）

○ご用意いただく書類：

- ・本人確認書類（健康保険証または運転免許証など顔写真付きのもの）
- ・住民票の写し（世帯全員分、3ヶ月以内のもの）
- ・通帳
 - ① 減収したことがわかる通帳
 - ② 税金、公共料金等の支払いが確認できる通帳
 - ※通帳で支払いの確認ができない場合は、③ 日常的に使用している通帳
- ・印鑑（銀行印）
- ・その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

*貸付には審査があり、申込から送金まで時間がかかることがありますので、ご了承ください。